

最近の判例から

(14)

一括指定方式による二項道路の指定が

抗告訴訟の対象となるとした事例

(最高判 平一四・一・一七 判時一七七七—四〇) 中村 行夫

建物の建築計画の際に、建築主事から接面道路が二項道路として指定されているとされ、道路内建築制限等を受けることとなるため、その指定について無効確認の請求をした裁判において、告示により一括して指定される方法でされた二項道路の指定も抗告訴訟の対象となる行政処分当たるとした事例

(最高裁判平成一四年一月一七日判決、破棄差戻、判例時報一七七七号四〇頁)

一 事案の概要

Xは、Y県内に、東西に走る里道を挟む形で複数の土地を所有していたが、その土地の一部は里道の両側に沿う形で通路部分(以下「本件通路部分」という。)を形成していた。(本件通路部分の幅員は西側部分で三・八m、最も狭いところで二・二m、東側部分で二・二五mである。)

平成元年一月、Xは、里道の北側の土地(以下「本件土地」とい。)上に建物の建築を計画し、Y県の土木事務所に対し、本件通路部分が建築基準法四二条二項道路(以下「二項道路」という。)に当たるか否かを照会したところ、Y県の建築主事は、本件通路部分は二項道路である旨回答した。

Xは、本件通路部分が二項道路とされることにより、本件土地の一部に建築制限を受けること等を不服として、二項道路の指定処分が存在しないことの確認を求めて訴えを提起した。

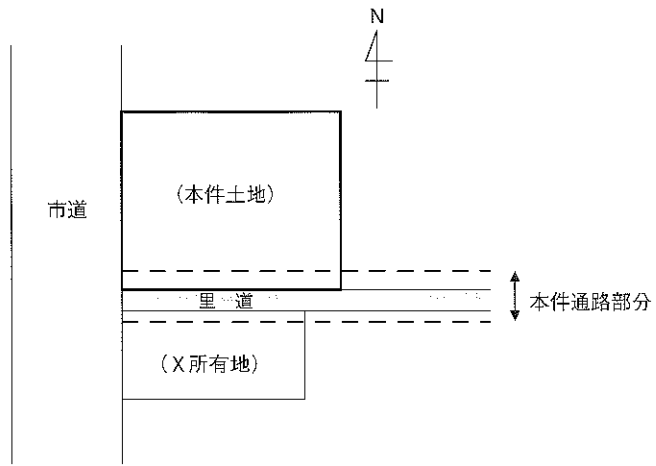
これに対して、Y県は、昭和三十七年に行つた「幅員四m未満一・八m以上の道」を二項道路とする旨の指定処分の告示(以下「本件告示」という。)は、不特定多数の者に対し一般的抽象的な制約の効果を生じさせるものすぎないとして本件告示による指定は処分性

を有しないと主張した。

一番は、一括指定方式による二項道路の指定処分の効果として生ずる義務の存否を争う訴えにおいては、その義務が現実的・具体的に、訴えの利益が認められる場合には争うことは認められると判断し、その処分性を肯定したうえで、本件通路部分は二項道路に当たらないとして、Xの請求を認容したため、Y県はこれを不服として控訴した。

控訴審は、本件告示は、二項道路について特定の土地について個別具体的に指定したのではなく、一般的基準の定立を定めたものすぎず、当該通路部分に適用があるかについては、道路内建築制限違反に対する建物除却命令や建築確認等の行政処分を通じて、初めて現実具体的に個人に対する権利義務に影響を及ぼすか否か判断するのであり、それ以前に一般的抽象的な基準を定めるにすぎない処分を争わせるべき必要性は認められないとして処分性を否定し、Y県の敗訴部分を取り消し、Xの訴えを不適法として却下した。これに対して、Xが上告した。

概略図



二 最高裁の判断

最高裁は以下のように判断し、控訴審判決を破棄し、本件を高裁に差し戻した。

(1) 特定行政庁による二項道路の指定は、それが一括指定の方法でされた場合であっても、個別の土地について具体的な私権制限を発生させるものであり、個人の権利義務に対して直接影響を与えるものといふことができ、抗告訴訟の対象となる行政処分に

当たると解すべきである。

(2) 本件訴えは、本件通路部分について、本件告示による二項道路の指定の不存在の確認を求めるもので、行政事件訴訟法三条四項にいう処分の存否を求める抗告訴訟であり、同法三六条（無効等確認の訴えの原告適格）の要件を満たすものといふことができる。

(3) 本件訴えは適法なものとすべきところ、本件訴えを不適法として却下した原審には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。

三 まとめ

本判決は、一括指定の方法による二項道路の指定という指定処分自体が、具体的な私権制限を発生させるものであり、抗告訴訟の対象となる行政処分に当たると判断したもので、この点を初めて判示した最高裁判決であり、実務上の参考事例となる。

なお、本事案の一番において、本件通路部分の二項道路の要件該当性の判断で、本件告示から欠落している「現に建築物が立ち並んでいる」とした建築基準法四二条二項の要件について、「指定処分をするに当たっては、法の要件を充たすことが最低条件であり、当該

要件を付加して判断すべきである。」として、法施行日である昭和二五年一月二三日当時の状況についての認定をしており、不動産取引実務での、敷地と道路との関係に関する調査内容について大きな影響を与える可能性を持つており、差戻審における判断に注意を払う必要があると考えられる。